

産業廃棄物の種類	施設	基準
	質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・53イ ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設 ・66 電気めっき施設 ・71の2イ 科学技術 研究所等洗浄施設 ・71の5 トリクロロエチ レン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタ ンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除 く）  ・写真感光材料製造業溶解施設 ・ジクロロメタンによる表面処理施設	
処分するために処理したものの	（廃油の場合） （廃酸、廃アルカリの場合） （廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合）	○廃溶剤（ジクロロメタンに限る） ・ジクロロメタン 2 ・ジクロロメタン 0.2
廃油 令第2条の4第5号レ （四塩化炭素）	〔水濁法令別表1〕 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・47ニ 医薬品製造業混 合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有 する試薬製造業試薬製造施設 ・66 電気めっ き施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設  ・四塩化炭素による表面処理施設	○廃溶剤（四塩化炭素に限る）
処分するために処理したものの	（廃油の場合） （廃酸、廃アルカリの場合） （廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合）	○廃溶剤（四塩化炭素に限る） ・四塩化炭素 0.2 ・四塩化炭素 0.02
廃油 令第2条の4第5号ソ （1,2-ジクロロエタ ン）	〔水濁法令別表1〕 ・28ホ カーバイト法アセチレン誘導品製造業 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ・33ニ 合成樹 脂製造業静置分離器 ・47ニ 医薬品製造業混 合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有 する試薬製造業試薬製造施設 ・66 電気めっ き施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設  ・1,2-ジクロロエタンによる表面処理施設	○廃溶剤（1,2-ジクロロエタンに限る）
処分するために処理したものの	（廃油の場合） （廃酸、廃アルカリの場合） （廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合）	○廃溶剤（1,2-ジクロロエタンに限る） ・1,2-ジクロロエタン 0.4 ・1,2-ジクロロエタン 0.04
廃油 令第2条の4第5号ツ （1,1-ジクロロエチレ ン）	〔水濁法令別表1〕 ・19ト 紡績業、繊維製品製造業染色施設 ・19チ 紡績業、繊維製品製造業薬液浸透施設 ・21ハ 化学繊維製造業原料回収施設 ・23 の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業現像洗 浄施設等 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・47ニ 医薬 品製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる 物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・51 ホ 石油精製業潤滑油洗浄施設 ・66 電気 めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2 イ 科学技術研究所等洗浄施設  ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン 又は1,1,1-トリクロロエタンによる表面処理 施設	○廃溶剤（1,1-ジクロロエチレンに限る）

産業廃棄物の種類	施設	基準
処分するために処理したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤 (1,1-ジクロロエチレンに限る) ・1,1-ジクロロエチレン 2 ・1,1-ジクロロエチレン 0.2
廃油 令第2条の4第5号ネ (シス-1,2-ジクロロエチレン)	〔水濁法令別表1〕 ・19ト 紡績業、繊維製品製造業染色施設 ・19チ 紡績業、繊維製品製造業薬液浸透施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業 現像洗浄施設等 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・50 第2 条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬 製造施設 ・51ホ 石油精製業潤滑油洗浄施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設  ・トリクロロエチレン又はテトラクロロエチ レンによる表面処理施設	○廃溶剤 (シス-1,2-ジクロロエチレンに限る)
処分するために処理したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤 (シス-1,2-ジクロロエチレンに限る) ・シス-1,2-ジクロロエチレン 4 ・シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4
廃油 令第2条の4第5号ナ (1,1,1-トリクロロエタン)	〔水濁法令別表1〕 ・19ト 紡績業、繊維製品製造業染色施設 ・19チ 紡績業、繊維製品製造業薬液浸透施設 ・23の2 新聞業、出版業、印刷業、製版業 現像洗浄施設等 ・47ニ 医薬品製造業混合施 設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する 試薬製造業試薬製造施設 ・51ホ 石油精製業 潤滑油洗浄施設 ・53イ ガラス、ガラス製品 製造業研磨洗浄施設 ・66 電気めっき施設 ・67 洗濯業洗浄施設 ・71の2イ 科学技術 研究所等洗浄施設  ・1,1,1-トリクロロエタンによる表面処理施設	○廃溶剤 (1,1,1-トリクロロエタンに限る)
処分するために処理したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤 (1,1,1-トリクロロエタンに限る) ・1,1,1-トリクロロエタン 30 ・1,1,1-トリクロロエタン 3
廃油 令第2条の4第5号ラ (1,1,2-トリクロロエタン)	〔水濁法令別表1〕 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・50 第 2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試 薬製造施設  ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設	○廃溶剤 (1,1,2-トリクロロエタンに限る)
処分するために処理したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤 (1,1,2-トリクロロエタンに限る) ・1,1,2-トリクロロエタン 0.6 ・1,1,2-トリクロロエタン 0.06
廃油 令第2条の4第5号ム (1,3-ジクロロプロペン)	〔水濁法令別表1〕 ・49 農業製造業混合施設 ・50 第2条各号 に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施 設  ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設	○廃溶剤 (1,3-ジクロロプロペンに限る)
処分するために処理したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤 (1,3-ジクロロプロペンに限る) ・1,3-ジクロロプロペン 0.2 ・1,3-ジクロロプロペン 0.02

産業廃棄物の種類	施設	基準
廃油 令第2条の4第5号ウ (ベンゼン)	〔水濁法令別表1〕 ・21ハ 化学繊維製造業原料回収施設 ・23リ パルプ、紙、紙加工品の製造業ゼロハン製膜 施設 ・33ニ 合成樹脂製造業静置分離器 ・41ロ 香料製造業抽出施設 ・47ニ 医薬品 製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物 質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・71の 2イ 科学技術研究所等洗浄施設  ・ベンゼンによる表面処理施設	○廃溶剤 (ベンゼンに限る)
処分するために処理し したもの	(廃油の場合) (廃酸、廃アルカリの場合) (廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合)	○廃溶剤 (ベンゼンに限る) ・ベンゼン 1 ・ベンゼン 0.1
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号キ (水銀又はその化合物)	〔水濁法令別表1〕 ・25 水銀電解法カセイソーダ等製造業塩水精 製施設等 ・26イ 無機顔料製造業洗浄施設 ・26ロ 無機顔料製造業ろ過施設 ・26ホ 無 機顔料製造業廃ガス洗浄施設 ・27イ 無機化学 工業製品製造業ろ過施設 ・27ロ 無機化学 工業製品製造業遠心分離機 ・27ヌ 無機化学 工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・27ル 無機 化学工業製品製造業湿式集じん施設 ・28ホ カーバイト法アセチレン誘導品製造業塩化ビニ ルモノマー洗浄施設 ・46イ 有機化学工業製 品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業製品 製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製 造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ 過施設 ・47ハ 医薬品製造業分離施設 ・47 ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製 造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げ る物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・62ニ 非鉄金属製造業水銀精製施設 ・62ホ 非鉄金属製造業廃ガス洗浄施設 ・62ヘ 非 鉄金属製造業湿式集じん施設 ・63ニ 金属製 品製造業等水銀精製施設 ・63ホ 金属製品製 造業等廃ガス洗浄施設 ・71の2イ 科学技術 研究所等洗浄施設  ・アセチレン精製施設 (水銀を含有する触媒を 使用するものに限る)	(汚泥の場合) ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005 (廃酸、廃アルカリの場合) ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.05
処分するために処理し したもの	(廃酸、廃アルカリの場合)  (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.05 ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ノ (カドミウム又はその 化合物)	〔水濁法令別表1〕 ・26イ 無機顔料製造業洗浄施設 ・26ロ 無 機顔料製造業ろ過施設 ・26ハ 無機顔料製造 業 (カドミウム系) 遠心分離機 ・26ホ 無機 顔料製造業廃ガス洗浄施設 ・27イ 無機化学 工業製品製造業ろ過施設 ・27ロ 無機化学 工業製品製造業遠心分離機 ・27ヌ 無機化学 工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・27ル 無機 化学工業製品製造業湿式集じん施設 ・37ホ 石 油化学工業アセトアルデヒド等蒸留施設 ・37 タ 石油化学工業廃ガス洗浄施設 ・43 写真	(汚泥の場合) ・カドミウム又はその化合物 0.3 (廃酸、廃アルカリの場合) ・カドミウム又はその化合物 1

産業廃棄物の種類	施設	基準	
	感光剤洗浄施設 ・46イ 有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・53 ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設等 ・58 窯業原料精製業水洗式破碎施設等 ・62 ホ 非鉄金属製造業廃ガス洗浄施設 ・62ヘ 非鉄金属製造業湿式集じん施設 ・63ハ 金属製品製造業等カドミウム電極又は鉛電極化成施設 ・63ホ 金属製品製造業等廃ガス洗浄施設 ・65 酸又はアルカリ表面処理施設 ・66 電気めっき施設 ・68 写真現像洗浄施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設		
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・カドミウム又はその化合物 ・カドミウム又はその化合物	1 0.3
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号オ (鉛又はその化合物)	[水濁法令別表1] ・26イ 無機顔料製造業洗浄施設 ・26ロ 無機顔料製造業ろ過施設 ・26ホ 無機顔料製造業廃ガス洗浄施設 ・27イ 無機化学工業製品製造業ろ過施設 ・27ロ 無機化学工業製品製造業遠心分離機 ・27ヌ 無機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・27ル 無機化学工業製品製造業湿式集じん施設 ・46イ 有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製造業分離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・49 農薬製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・53 ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設等 ・58 窯業原料精製業水洗式破碎施設等 ・62ロ 非鉄金属製造業電解施設 ・62ホ 非鉄金属製造業廃ガス洗浄施設 ・62ヘ 非鉄金属製造業湿式集じん施設 ・63ハ 金属製品製造業等カドミウム電極又は鉛電極化成施設 ・63ホ 金属製品製造業等廃ガス洗浄施設 ・65 酸又はアルカリ表面処理施設 ・66 電気めっき施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設  ・トリニトロレゾルシン鉛製造施設	(汚泥の場合) ・鉛又はその化合物 (廃酸、廃アルカリの場合) ・鉛又はその化合物	0.3 1
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・鉛又はその化合物 ・鉛又はその化合物	1 0.3
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ク (有機燐化合物)	[水濁法令別表1] ・46イ 有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・49 農薬製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・71の2イ 科学技術研究所等洗浄施設	(汚泥の場合) ・有機燐化合物 (廃酸、廃アルカリの場合) ・有機燐化合物	1 1
処分するために処理したもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・有機燐化合物 ・有機燐化合物	1 1

産業廃棄物の種類	施 設	基 準
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ヤ (六価クロム化合物)	〔水濁法令別表1〕 ・19ト 紡績業等染色施設 ・22ロ 木材薬品 処理薬液浸透施設 ・26イ 無機顔料製造業 洗浄施設 ・26ロ 無機顔料製造業ろ過施設 ・26ホ 無機顔料製造業廃ガス洗浄施設 ・27 イ 無機化学工業製品製造業ろ過施設 ・27ロ 無機化学工業製品製造業遠心分離機 ・27ヌ 無機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・27ル 無機化学工業製品製造業湿式集じん施 設 ・32 有機顔料等製造業ろ過施設等 ・46 イ 有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業製品製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47 ロ 医薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製 造業分離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬製造 業試薬製造施設 ・63ロ 金属製品製造業等電 解式洗浄施設 ・63ホ 金属製品製造業等廃ガ ス洗浄施設 ・65 酸又はアルカリ表面処理施 設 ・66 電気めっき施設 ・71の2イ 科学 技術研究所等洗浄施設	(汚泥の場合) ・六価クロム化合物 1.5 (廃酸、廃アルカリの場合) ・六価クロム化合物 5
処分するために処理し たもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・六価クロム化合物 5 ・六価クロム化合物 1.5
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号マ (砒素又はその化合 物)	〔水濁法令別表1〕 ・22ロ 木材薬品処理薬液浸透施設 ・24 化学肥料製造業ろ過施設等 ・27イ 無機化学 工業製品製造業ろ過施設 ・27ロ 無機化学工 業製品製造業遠心分離機 ・27ヌ 無機化学工 業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・27ル 無機化 学工業製品製造業湿式集じん施設 ・47ロ 医 薬品製造業ろ過施設 ・47ハ 医薬品製造業分 離施設 ・47ニ 医薬品製造業混合施設 ・47 ホ 医薬品製造業廃ガス洗浄施設 ・49 農薬 製造業混合施設 ・50 第2条各号に掲げる物 質を含有する試薬製造業試薬製造施設 ・53 ガラス、ガラス製品製造業研磨洗浄施設等 ・62イ 非鉄金属製造業還元そう ・62ロ 非 鉄金属製造業電解施設 ・62ホ 非鉄金属製 造業廃ガス洗浄施設 ・62ヘ 非鉄金属製造業湿 式集じん施設 ・65 酸又はアルカリ表面処理 施設 ・66の2ハ 旅館業入浴施設 ・71の2 イ 科学技術研究所等洗浄施設	(汚泥の場合) ・砒素又はその化合物 0.3 (廃酸、廃アルカリの場合) ・砒素又はその化合物 1
処分するために処理し たもの	(廃酸、廃アルカリの場合) (廃酸、廃アルカリ以外の場合)	・砒素又はその化合物 1 ・砒素又はその化合物 0.3
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ケ (シアン化合物)	〔水濁法令別表1〕 ・26イ 無機顔料製造業洗浄施設 ・26ロ 無 機顔料製造業ろ過施設 ・26ホ 無機顔料製 造業廃ガス洗浄施設 ・27イ 無機化学工業製品 製造業ろ過施設 ・27ロ 無機化学工業製品製 造業遠心分離機 ・27ヘ 無機化学工業製品 (青酸)製造業反応施設 ・27ヌ 無機化学工 業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・28イ カーバ イト法湿式アセチレンガス発生施設 ・32イ 有機顔料等製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料	(汚泥の場合) ・シアン化合物 1 (廃酸、廃アルカリの場合) ・シアン化合物 1